

医療従事者の処遇改善(ベースアップ)に関するお知らせ

当院では、診療報酬改定に基づき、看護職員、医療技術員、事務職員等の医療従事者の適切な人材確保および処遇改善(賃上げ・ベースアップ)を推進するため、厚生労働省への届出を行い、下記の評価料を算定しております。

届出診療報酬項目および概要

【外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)】

初診時・再診時(または訪問診療等)において、所定の評価料を加算させていただきます。
※外来窓口での医療費のお支払いに所定の自己負担額(加算分)が適用されます。

【入院ベースアップ評価料】

入院基本料等の所定点数に対し、1日につき該当する評価料を加算させていただきます。
※病棟区分および入院日数に応じた所定の負担額が定期請求に含まれます。

■ 算定目的および取り組みの概要

1. 全額を職員の給与改善(賃上げ)に充当いたします

皆様からいただく評価料は、法令および厚生労働省の規定に従い、全額が当院で勤務する看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師、薬剤師、管理栄養士、医療事務職員等のベースアップ(基本給および決まって支給される手当の増額)に充てられます。

2. 質の高い精神医療・ケア体制の維持・向上に努めます

医療従事者の待遇改善および勤務環境の向上を図ることで、優秀な医療スタッフの確保・定着をすすめ、患者様・ご家族の皆様により一層安心・安全で質の高い診療および手厚い精神科医療サービスを提供できるよう全力で取り組んでまいります。

患者様およびご家族の皆様には、本取り組みの趣旨についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点やご質問がございましたら、1階総合受付または相談窓口までお気軽にお問い合わせください。